配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、明光技研株式会社（所在地　山形県南陽市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和７年５月23日

国　土　交　通　省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】
北陸地方整備局　総務部　契約課長　　椎谷　環
電話　０２５－３７０－６６４７（課直通）

記 者 発 表 資 料

令和７年５月23日

北 陸 地 方 整 備 局

指 名 停 止 措 置 の 概 要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住　　所
明光技研株式会社	山形県南陽市西落合５６６－１

２．指名停止措置期間：　令和７年５月23日～令和７年９月22日（４ヵ月）

３．指名停止措置の範囲：　北陸地方整備局管内

４．事実概要

上記有資格業者の代表取締役は、山形県高畠町が発注した業務の指名競争入札において、同町職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和７年２月16日、山形県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

その後、上記有資格業者の代表取締役は、業務の入札情報を入手した見返りとして現金を渡したとして、同年３月７日、山形県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

５．措置理由

上記４．については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）別表第２第10号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　　間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10　他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から３ヶ月以上12ヶ月以内